

都市計画法改正に伴うイエロー区域の取扱い（都市計画法施行条例の一部を改正する条例案）

背景

近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため令和2年6月に都市計画法が改正（令和4年4月1日施行）され、改正法施行後は、原則、土砂災害警戒区域や浸水想定区域（以下「イエロー区域」という。）における特別指定区域*の指定や同区域内での開発許可ができなくなる。

※特別指定区域：市街化調整区域において一定の開発及び建築を認める区域として県が指定する区域

これまで兵庫県が推進してきた市街化調整区域における地域活力の維持に資するまちづくりを今後も継続していくため、人命の安全と経済活動のバランスに配慮し、イエロー区域内であっても一定の安全性を確保すること等により特別指定区域の指定等が可能となるよう都市計画法施行条例を改正する。



既に指定している特別指定区域への対応

○既に指定している特別指定区域内においては、イエロー区域内であっても、許可申請者が避難に関する書面を提出することをもって、開発許可を行う。

<避難に関する書面>

避難場所の位置及び避難経路を示した図、市町からの指示に従い適切に避難する旨を誓約する書面等

新たに指定する特別指定区域への対応

○次の基準に適合する区域は、イエロー区域内であっても、特別指定区域の指定を可能とする。（許可申請時には、申請者が避難に関する書面を提出する。）

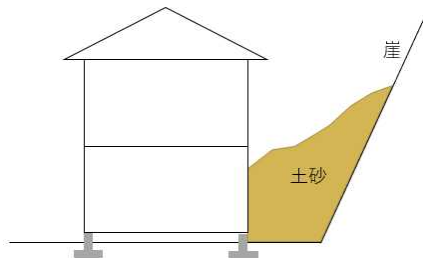
【指定基準】

- ① 土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を除く。）において、災害を防止・軽減する堰堤等の防災対策が実施された区域
- ② 浸水想定区域において、容易に移動可能な距離（概ね500m程度）に避難場所*がある区域
※市町が避難場所に相当すると認める場所を含む。
- ③ 安全上・避難上の対策に係る基準への適合を許可条件とする区域（下図参照）
- ④ 事業所において災害が予見される場合に施設を閉鎖する旨を明確にした計画等を策定しているなど、上記①～③と同等以上の安全性が確保されていると認められる区域

③安全上・避難上の対策に係る基準（(1)(2)いずれにも該当）

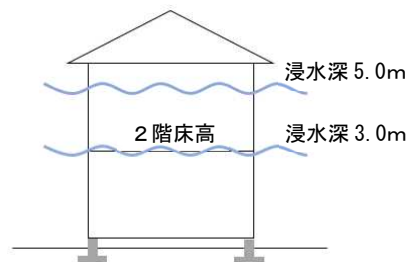
(1) 建物の安全対策

○土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を除く。）の場合
・建物2階建以上とする。



○浸水想定区域の場合

- ・想定浸水深3～5mの区域では建物2階建以上とする。
 - ・想定浸水深5m以上の区域では建物3階建以上とする。
- ※屋上等避難可能な床が設けられている場合も認める。



(2) 早期避難体制の整備

- ・早期避難の実施が可能と市町長が認めた避難計画が作成されていること。

早期避難：避難指示（要援護者においては高齢者等避難）が発出された場合に即座に避難を開始すること。

改正の方針